

# **危険物関係 申請・届出の手引き**

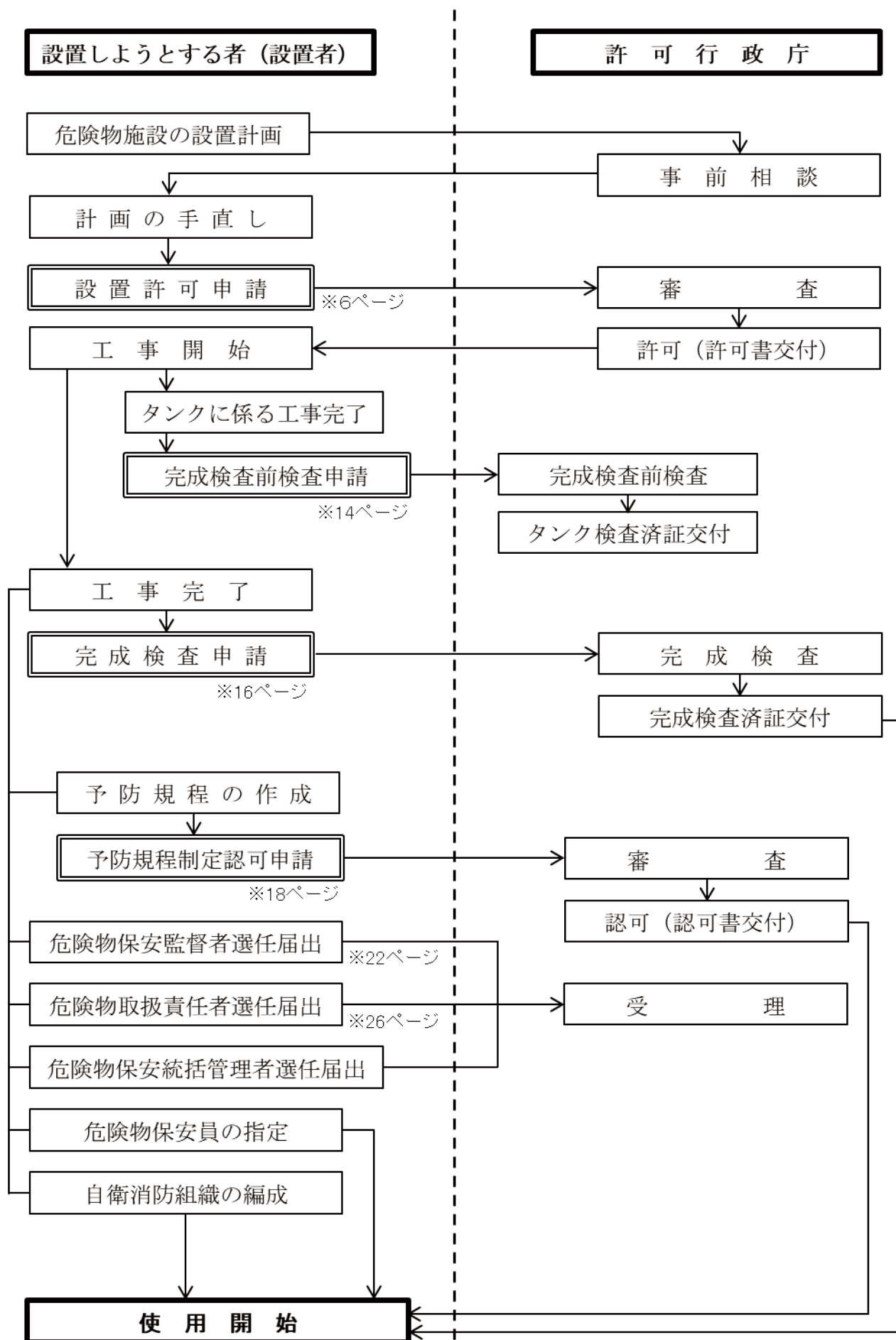
**春日井市消防本部**

# 目 次

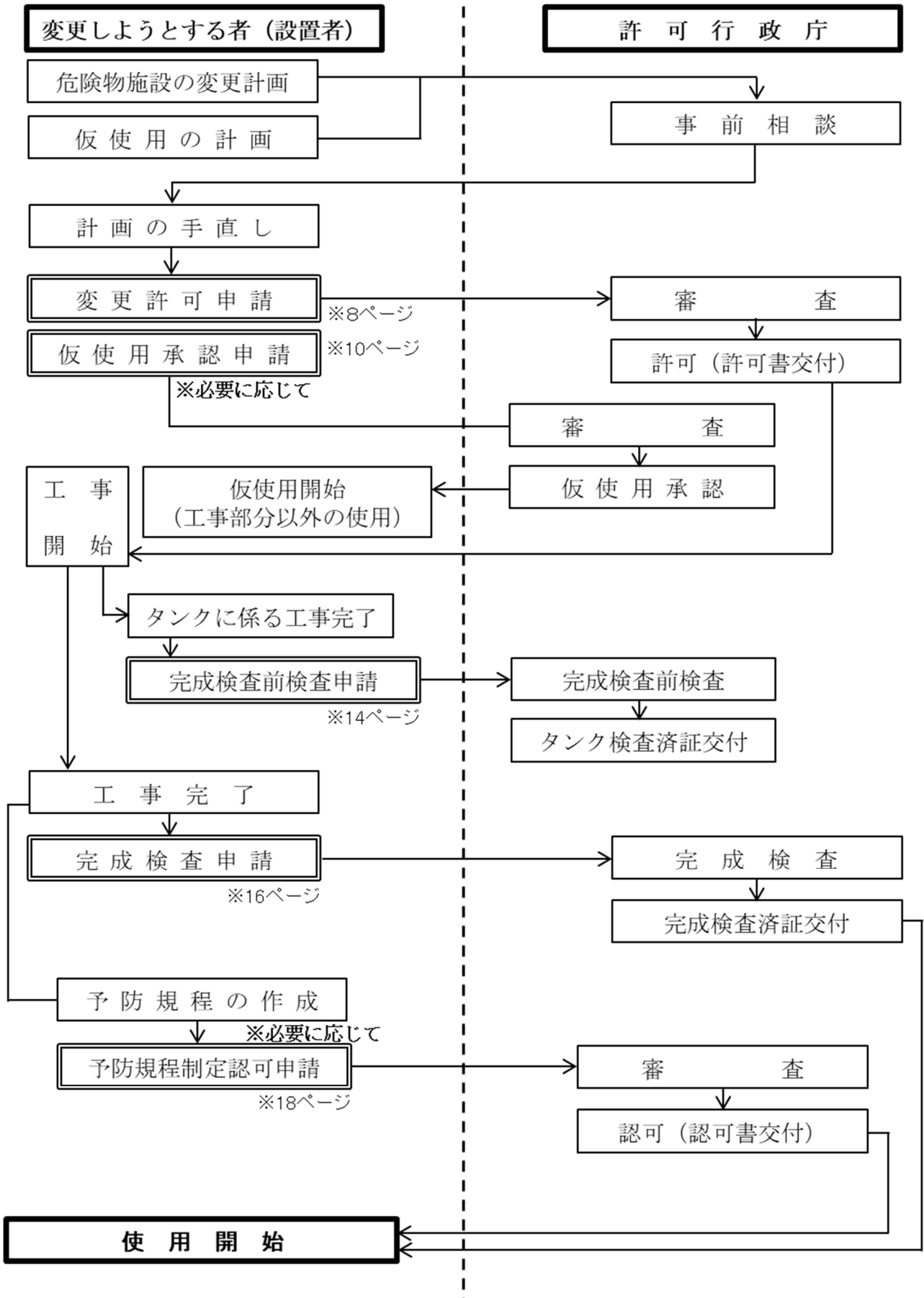
1	製造所等の許可申請手続き	1
(1)	新しく製造所等を設置する場合の手続きフロー	2
(2)	既に使用している製造所等の変更工事を行う場合の手続きフロー	3
2	各申請書、届出書の様式及び記入例	5
(1)	危険物製造所等設置許可申請書	6
(2)	危険物製造所等変更許可申請書	8
(3)	危険物製造所等仮使用承認申請書	10
(4)	危険物製造所等完成検査前検査申請書	14
(5)	危険物製造所等完成検査申請書	16
(6)	予防規程制定（変更）認可申請書	18
(7)	危険物保安監督者選任・解任届出書	22
(8)	危険物取扱責任者選任・解任届出書	26
(9)	危険物製造所等設置、変更取止届	28
(10)	資料提出書（軽微な工事用）	30
(11)	危険物製造所等変更届出書	32
(12)	危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	34
(13)	危険物製造所等廃止届出書	36
(14)	危険物製造所等譲渡引渡届出書	38
(15)	完成検査済証再交付申請書	40
(16)	許可書等再交付申請書	42
(17)	危険作業開始の届出書	44
(18)	危険物事故発生届出書	46
(19)	危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書	50
(20)	危険物製造所等休止・再開届出書	52
3	震災時等の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて	54
別 添	春日井市震災時等の仮貯蔵・仮取扱い運用要綱	56
別表 1	各種申請及び届出様式	58
別表 2	危険物保安監督者の必要な製造所等	59
別表 3	危険物申請手数料	60

# 1 製造所等の許可申請手続き

(1) 新しく製造所等を設置する場合の手続きフロー



(2) 既に使用している製造所等の変更工事を行う場合の手続きフロー



※ 許可を受けずに製造所等を設置し又は変更すると、無許可設置又は無許可変更として罰金及び使用停止命令を受けます。(消防法第12条の2、第42条)



## 2 各申請書、届出書の様式及び記入例

※各申請書、届出書は春日井市のホームページからダウンロードすることができます。

春日井市ホームページURL : <https://www.city.kasugai.lg.jp>

## (1) 危険物製造所等設置許可申請書

### 1 趣旨

危険物は、生活に密着して多種多様な使い方をされていることから、火災などの災害の発生する危険性が高く、しかも、発生したときには延焼、被害の拡大の原因となりやすいため一定数量以上を貯蔵、取り扱うことが禁止されています。しかし、場所、建物の構造、設備など一定の基準を満たし、春日井市長の許可を受けた場合には貯蔵し取り扱うことが認められます。この時に行う申請を「設置許可申請」といいます。

### 2 手続き

- (1) 事前に、消防本部の担当者と申請内容、手数料などについて打合せをします。
- (2) 申請書を2部（正・副）、消防本部に提出し、手数料（別表3（60ページ）参照）を納入します。
- (3) 消防本部の担当者が、書類により審査します。（現地調査を含む）
- (4) 基準に適合していると認められると、申請書を1部返却するとともに、許可書が交付されます。
- (5) 許可書の交付を受けてから、施設の工事を開始します。
- (6) 申請から許可書の交付まで概ね10日を必要とします。

### 3 記入上の注意

#### 【申請者】【設置者】

申請者と設置者は原則同一人物とし、法人の場合には、『法人名称』『代表者職・氏名』を記入します。

### 4 添付資料

- (1) 構造設備明細書
- (2) 案内図、敷地配置図
- (3) 工事計画書、安全管理組織表
- (4) 平面図、立面図、断面図
- (5) 建具伏図、建具表
- (6) 消火設備図
- (7) 排水設備図
- (8) 換気設備図
- (9) 電気設備図
- (10) 油配管系統図
- (11) 危険物取扱設備機器詳細図 等

※ すべて必要とは限りません。事前に消防本部の担当員と調整してください。

### 5 その他

- (1) 「その他必要な事項」欄には、警報設備の種類、特例願等の有無等について記入すること。
- (2) 申請する危険物施設が消防法以外の法律によって規制され許可を受けた場合でも、消防法に基づく申請をする必要があります。



様式第2 (第4条関係)

~~製造所~~  
危険物 貯蔵所 設置許可申請書  
~~取扱所~~

○○年 ○月 ○日			
春日井市長 殿			
申請者 住所 <b>春日井市○○町○丁目○番地</b> (電話○○-○○○○)			
氏名 <b>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</b>			
設置者	住所	<b>春日井市○○町○丁目○番地</b> 電話○○-○○○○	
	氏名	<b>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</b>	
設置場所		<b>春日井市○○町○丁目○番地</b>	
設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		<b>準防火地域</b>	<b>商業地域</b>
製造所等の別		<b>貯蔵所</b>	貯蔵所又は取扱所の区分 <b>地下タンク貯蔵所</b>
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		<b>第四類 第3石油類 A重油 4,500ℓ</b>	指定数量の倍 <b>2.25倍</b>
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令第 <b>13</b> 条 (規則第	第 <b>1</b> 項 第 項)
位置、構造、設備の概要		<b>敷地の東側付近にタンクを埋設し、地下埋設配管により建物地階のボイラー室に供給する。</b>	
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		<b>地下貯蔵タンクに貯蔵し、ギャポンプにてボイラー室サービスタンクまで送る。</b>	
着工予定期日		<b>許可後即日</b>	完成予定期日 <b>着工後 30 日</b>
その他必要な事項		<b>所定の標識、掲示板を掲出する</b>	
※ 受付欄		※ 経過欄	
		許可年月日 許可番号	
※ 手数料欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は( )内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

## (2) 危険物製造所等変更許可申請書

### 1 趣旨

許可を受けた危険物施設は、許可の内容に従って維持、管理をする義務があり、許可を受けた者（「設置者」といいます。）が任意に変更することは、工事中の危害防止、災害発生防止のうえから禁止されています。しかし、一定の基準を満たし、春日井市長の許可を受けた場合に変更することができ、このとき行う申請を「変更許可申請」といいます。

また、施設の工事を開始すると、原則として工事部分のみならず施設全体を使用することができません。工事部分以外を使用したい場合は、「仮使用承認申請」（※10 ページ参照）を行う必要があります。

なお、変更工事の内容や規模によっては、変更許可申請ではなく別の手続きが必要になる場合がありますので、事前に消防本部へ相談してください。

### 2 手続き

- (1) 事前に、消防本部の担当者と申請内容、手数料などについて打合せをします。
- (2) 申請書を2部（正・副）、消防本部に提出し、手数料（別表3（60 ページ）参照）を納入します。
- (3) 消防本部の担当者が、書類により審査します。（現地調査を含む）
- (4) 基準に適合していると認められると、申請書を1部返却するとともに、許可書が交付されます。
- (5) 許可書の交付を受けてから、施設の工事を開始します。
- (6) 申請から許可書の交付まで約3日から10日を必要とします。

### 3 記入上の注意

【申請者】【設置者】

設置許可申請書（7 ページ）と同じです。

### 4 添付書類

6 ページ「4 添付資料」参照

### 5 その他

「その他必要な事項」欄には、警報設備の種類、特例願等の有無等について記入すること。

様式第5 (第5条関係)

~~製造所~~  
危険物~~貯蔵所~~変更許可申請書  
取扱所

〇〇年 〇月 〇日			
春日井市長 殿			
申請者			
住所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> (電話〇〇-〇〇〇〇)			
氏名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設置者	住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地		
設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別	
	指定なし		指定なし
設置の許可年月日及び許可番号	平成 △年 △月 △日 第 1234 号		
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	<b>第四類 第1石油類(非) 40,000ℓ</b> <b>第2石油類(非) 20,000ℓ</b>		指定数量の倍数 <b>220倍</b>
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第 17 条 第 1 項 (規則第 条 第 項)		
変更の内容	<b>精算機の設定</b>		
変更の理由	<b>合理化のため</b>		
着工予定期日	許可後即日	完成予定期日	着工後即日
その他必要な事項	<b>仮使用あり</b>		
※受付欄	※経過欄		※手数料欄
	許可年月日 許可番号		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 この変更許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は( )内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

### (3) 危険物製造所等仮使用承認申請書

#### 1 趣旨

変更許可を受けた工事が完了したら完成検査を受け（16 ページ参照）、完成検査済証が交付されるまでの間は、変更工事部分だけでなく、それ以外の部分を使用することは、施設の安全確保の面から認められていません。しかし、変更工事の内容、施設の状況、工事中の安全対策などが一定の要件を満たし、春日井市長の承認を受けた場合に限り、工事部分以外の一部または全部を使用することができます。このとき行う申請を「仮使用承認申請」といいます。

#### 2 手続き

- (1) 申請書を2部（正・副）、消防本部に提出し、手数料（別表3（60 ページ）参照）を納入します。
- (2) 申請書の提出は、変更許可申請と同時か、許可書を受け取る時に行います。
- (3) 消防本部の担当者が、書類により審査します。
- (4) 一定の要件に適合していると認められると、申請書を1部返却するとともに、表示板が交付されます。
- (5) 承認を受けた工事部分以外を使用できます。完成検査完了までの間、製造所等の見やすい箇所に表示板を掲示してください。

#### 3 記入上の注意

記載例参照

#### 4 添付書類

- (1) 工事計画書、安全管理組織票等
- (2) 見取図及び配置図（仮使用する範囲を示す図面）

#### 5 その他

変更許可申請と同時に仮使用承認申請を提出する場合、別申請書（様式第7の2、12 ページ参照）を使用することもできます。

様式第7 (第5条の2関係)

~~製造所~~  
 危険物 ~~貯蔵所~~ 仮使用承認申請書  
 取扱所

○○年 ○月 ○日		
春日井市長 殿  申請者 住所 <u>春日井市○○町○丁目○番地</u> (電話○○-○○○○) 氏名 <u>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</u>		
設置場所	春日井市○○町○丁目○番地	
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 給油取扱所
変更許可申請年月日	□□年 □月 □日	
変更の許可年月及び許可番号	平成 △年 △月 △日 第 1234 号	
仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり	
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	承認年月日  承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 変更の許可前にこの申請を行おうとする場合にあっては変更許可申請年月日の欄に、変更の許可後にこれを行おうとする場合にあっては変更の許可年月日及び許可番号の欄にそれぞれ記入し、いずれか記入しない欄には斜線を入れること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7の2 (第5条の3関係)

~~製造所~~  
 危険物 ~~貯蔵所~~ 変更許可及び仮使用承認申請書  
 取扱所

○○年 ○月 ○日		
春日井市長 殿		
申請者		
住所 <u>春日井市○○町○丁目○番地</u> (電話○○-○○○○)		
氏名 <u>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</u>		
設置者	住所	<u>春日井市○○町○丁目○番地</u> 電話○○-○○○○
	氏名	<u>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</u>
設置場所	<u>春日井市○○町○丁目○番地</u>	
設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別
	<u>指定なし</u>	<u>指定なし</u>
設置の許可年月日及び許可番号	平成 △年 △月 △日 第 1234 号	
製造所等の別	<u>取扱所</u>	貯蔵所又は取扱所の区分 <u>給油取扱所</u>
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	<u>第四類</u> <u>第1石油類(非) 40,000ℓ</u> <u>第2石油類(非) 20,000ℓ</u>	指定数量の倍数 <u>220倍</u>
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第 17 条 第 1 項 (規則第 条 第 項)	
変更の内容	<u>精算機の設定</u>	
変更の理由	<u>合理化のため</u>	
着工予定期日	<u>許可後即日</u>	完成予定期日 <u>着工後即日</u>
その他必要な事項	<u>仮使用あり</u>	
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	許可年月日 許可番号	

仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり	
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 この申請書は、移送取扱所以外の製造所等について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は( )内に記載すること。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。



## (4) 危険物製造所等完成検査前検査申請書

### 1 趣旨

危険物施設において液体の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクは、施設の安全性を確保するため、材質、板厚などに一定の基準が定められ、あらかじめ消防本部が実施する検査（「完成検査前検査」という。）に合格しなければ、危険物施設のタンクとして使用することができません。

完成検査前検査を受けるために行う申請が「完成検査前検査申請」で、原則として設置者が申請します。

### 2 手続き

- (1) 申請書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受け、手数料（別表3（60ページ）参照）を納入します。
- (2) 消防本部の担当員と完成検査前検査を行う日時の打ち合わせをします。
- (3) 設置者立ち会いのもと、完成検査前検査を実施します。
- (4) 検査の結果、支障がないと認められると、タンク検査済証（申請書副本に添付）及びタンクプレートが交付されます。

### 3 記入上の注意

#### 【申請者】

タンクが市内に設置される場合は設置者としてください。ただし、タンクが市外に設置される場合又は未定の場合は、タンクの製造者とします。

### 4 添付書類

- (1) タンクの位置、構造、設備等の図面
  - ア タンクの外観三面図
  - イ タンク容量計算書、空間容積計算書等
- (2) 水張又は水圧検査以外の完成検査前検査にあつては非破壊検査結果書



様式第13 (第6条の4関係)

製造所  
危険物貯蔵所 完成検査前検査申請書  
取扱所

○○年 ○月 ○日			
春日井市長 殿			
申請者			
住所 <u>春日井市○○町○丁目○番地</u> (電話○○-○○○○)			
氏名 <u>○○○○工業株式会社 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置又は変更の許可年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
タンク構造	形状	角形	
	寸法	縦500mm 横500mm 高さ500mm	容量 115ℓ
	材質記号及び板厚	天板、側板、底板 SS400 4.5mm	
タンクの最大常用圧力		常圧	k Pa
検査の種類及び検査希望年月日		水張検査	
タンクの製造者及び製造年月日		○○○○工業株式会社	
製造所等の完成予定期日			
他法令の適用の有無		高圧ガス保安法	労働安全衛生法
		なし	なし
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	※手数料欄
		検査年月日 検査番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設置又は変更の許可年月日及び許可番号の欄は、完成検査前検査の申請が設置の許可に係るものにあつては設置許可の年月日及び許可番号を、変更許可に係るものにあつては変更の許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 4 水張検査又は水圧検査以外の検査の申請をするときは、タンクの製造者及び製造年月日の欄は記入を必要としないこと。
- 5 製造所等を管轄する市町村長等以外の行政機関に水張検査又は水圧検査の申請をするときは、設置者の欄、設置場所の欄、設置又は変更の許可年月日及び許可番号の欄は記入を必要としないこと。
- 6 上記5の申請をするときは、タンクの構造明細図書を2部添付すること。
- 7 ※印の欄は記入しないこと。

## (5) 危険物製造所等完成検査申請書

### 1 趣旨

危険物施設を設置許可又は変更許可に基づいて工事し、完成したときは、その工事が許可されたとおりに完成し、安全に使用できるかどうかについて消防本部の行う検査（「完成検査」という。）を受ける必要があります。完成検査を受けるために行う申請が「完成検査申請」です。

なお、完成検査を受けて合格しても、完成検査済証の交付を受けるまでは、原則として施設（仮使用承認を受けている場合は仮使用部分以外）を使用することができません。

### 2 手続き

- (1) 検査を受けようとする日の前日までに、申請書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受け、手数料（別表3（60ページ）参照）を納入します。
- (2) 消防本部の担当員と完成検査を行う日時との打ち合わせをします。
- (3) 施設関係者及び工事関係者の立ち会いのもと、完成検査を実施します。
- (4) 許可されたとおり施工していれば、完成検査済証（申請書副本に添付）が交付されます。
- (5) 完成検査済証の交付を受けてから、施設の使用を開始します。

### 3 記入上の注意

記載例参照

### 4 添付書類

- (1) 指定数量以上のタンクを有する製造所等は、次に掲げる書類
  - ア タンク検査済証正本の写し
  - イ 高圧ガス保安法第56条の3に規定する特定設備は、同条に定める検査に合格した場合に交付される特定設備検査合格証の写し
  - ウ 労安法第38条の規定による検査を受ける必要がある場合は、検査に合格した場合に交付される第一種圧力容器明細書又は第一種圧力容器検査証の写し
  - エ 労安法第44条の規定による検定を受ける必要がある場合は、第二種圧力容器明細書又は小型圧力容器明細書の写し
- (2) 避雷設備等設置工事を行う製造所等は、接地抵抗測定結果書
- (3) 配管を設ける製造所等は、次に掲げる書類（担当員が現地確認した場合は不要）
  - ア 配管水圧試験結果書
  - イ 配管防食塗装実施結果書
  - ウ 電気防食の防食電位測定結果書
- (4) 地下貯蔵タンクを設ける製造所等は、下部スラブ、支柱、壁及び上部スラブの配筋状況並びにタンクの据え付け状況に係る配筋等施工記録書
- (5) 屋外貯蔵タンクを設ける製造所等は、次に掲げる書類
  - ア 防油堤に係る配筋等施工記録書
  - イ 水張検査のタンク磁粉探傷試験結果書
  - ウ 水張検査のタンク浸透探傷試験結果書
  - エ 水張検査におけるタンク底部の形状測定結果書

様式第8 (第6条関係)

~~製造所~~  
危険物 貯蔵所 完成検査申請書  
~~取扱所~~

○○年 ○月 ○日					
春日井市長 殿  申請者 住所 <u>春日井市○○町○丁目○番地</u> (電話○○-○○○○) 氏名 <u>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</u>					
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○			
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎			
設置場所		春日井市○○町○丁目○番地			
製造所等の別		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; border: none;"><b>貯蔵所</b></td> <td style="width: 33%; text-align: center; border: none;">貯蔵所又は取扱所の区分</td> <td style="width: 33%; text-align: center; border: none;"><b>地下タンク貯蔵所</b></td> </tr> </table>	<b>貯蔵所</b>	貯蔵所又は取扱所の区分	<b>地下タンク貯蔵所</b>
<b>貯蔵所</b>	貯蔵所又は取扱所の区分	<b>地下タンク貯蔵所</b>			
設置又は変更の許可年月日及び許可番号		令和 △年 △月 △日 第 1234 号			
製造所等の完成期日		令和 □年 □月 □日			
使用開始予定期日		令和 ■年 ■月 ■日			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄			
		検査年月日  検査番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 この完成検査申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## (6) 予防規程制定（変更）認可申請書

### 1 趣旨

危険物を多量に貯蔵又は取り扱う特定の危険物施設（別表 2・59 ページ参照）においては、災害が発生したときには消火が非常に困難になり、事業所のみならず近隣地区にも多大な影響を及ぼすおそれがあるため、災害の発生防止や発生時における応急措置の手順等をあらかじめ定めておく必要があります。また、その内容は実情に沿い、適切に作成されていなければならないため、春日井市長の認可を得ることとされています。

予防規程を制定する場合や内容を変更する場合に行うのが「予防規程制定（変更）認可申請」で、危険物施設を運営している関係者が行います。

### 2 手続き

- (1) 申請書 2 部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 内容が適切であれば、申請書を 1 部返却するとともに、認可書が交付されます。

### 3 記入上の注意

記載例参照

### 4 添付書類

危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 に掲げる事項（予防規程に定めなければならない事項）を内容とした予防規程

### 5 その他

- (1) 給油取扱所は従業員の異動等により自衛消防組織の人名による予防規程の変更が頻繁に必要なため、変更点が自衛消防組織の人名のみの場合に限り、「予防規程人員編成変更届出書」（20 ページ参照）により届け出ることができます。
- (2) 予防規程を定めなかったり、内容変更に関する春日井市長の命令に従わない場合には、施設の使用停止を命ぜられることがあります。

予 防 規 程 制 定 認 可 申 請 書  
 変 更

〇〇年 〇月 〇日			
春日井市長 殿  申 請 者  住 所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> (電話〇〇-〇〇〇〇)  氏 名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設 置 者	住 所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇〇	
	氏 名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎	
設 置 場 所		春日井市〇〇町〇丁目〇番地	
製 造 所 等 の 別		取 扱 所	貯蔵所又は取扱所の区分 一般取扱所
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		平成 △年 △月 △日 第 1234 号	
危 険 物 の 類、品 名 (指 定 数 量)、最 大 数 量		第四類 第 1 石油類 (塗料・シンナー) 3,000ℓ	指 定 数 量 の 倍 数 15.0 倍
予 防 規 程 作 成 年 月 日 変 更		年 月 日	
※受 付 欄		※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名 (指定数量) の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に ( ) 内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

予防規程人員編成変更届出書

(給油取扱所関係)

〇〇年 〇月 〇日									
(宛先) 春日井市長									
申請者									
住所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> (電話〇〇-〇〇〇〇)									
氏名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>									
設置場所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地								
所長氏名	愛知 一郎								
危険物保安監督者	春日井 二郎 (甲・乙4 第1234号)								
職務代行者	愛知 三郎 (甲・乙4 第5678号)								
自衛消防隊	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">自衛消防隊長避難 (氏名 愛知 一郎 )</td> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;">通報・連絡班 (氏名 春日井 二郎 )</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">避難・誘導班 (氏名 愛知 三郎 )</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">消火応急処置班 (氏名 春日井 三男 )</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	自衛消防隊長避難 (氏名 愛知 一郎 )	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;">通報・連絡班 (氏名 春日井 二郎 )</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">避難・誘導班 (氏名 愛知 三郎 )</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">消火応急処置班 (氏名 春日井 三男 )</td> </tr> </table>	[	通報・連絡班 (氏名 春日井 二郎 )	—	避難・誘導班 (氏名 愛知 三郎 )	]	消火応急処置班 (氏名 春日井 三男 )
自衛消防隊長避難 (氏名 愛知 一郎 )	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;">通報・連絡班 (氏名 春日井 二郎 )</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">避難・誘導班 (氏名 愛知 三郎 )</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">消火応急処置班 (氏名 春日井 三男 )</td> </tr> </table>	[	通報・連絡班 (氏名 春日井 二郎 )	—	避難・誘導班 (氏名 愛知 三郎 )	]	消火応急処置班 (氏名 春日井 三男 )		
[	通報・連絡班 (氏名 春日井 二郎 )								
—	避難・誘導班 (氏名 愛知 三郎 )								
]	消火応急処置班 (氏名 春日井 三男 )								
認可年月日・番号	□□年 □月 □日 第△△号								
変更年月日	〇〇年 〇月 〇日								
その他									
※受付欄	※備考								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ※印の欄は記入しないこと。



## **(7) 危険物保安監督者選任・解任届出書**

### **1 趣 旨**

一定規模以上の危険物施設（別表2・59 ページ参照）においては、危険物の貯蔵又は取扱いを安全に行うために高度な知識と技術が必要とされるので、施設の関係者は甲種又は乙種危険物取扱者で6か月以上の危険物施設での実務経験を有する者を「危険物保安監督者」として定め、危険物の取扱い作業に関して必要な指示を作業者に与えたり、災害発生時において応急措置等を実施するなど、保安の監督をさせなければなりません。

危険物保安監督者を選任又は解任したときに、危険物施設の関係者が消防本部に届け出て、審査を受けるものです。

### **2 手続き**

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 支障がないと認められると、届出書1部（副本）が返却されます。
- (3) 危険物施設の掲示板の保安監督者欄の記載内容を変更します。

### **3 記入上の注意**

#### **【届出者】**

危険物施設を実際に管理している者（設置者、運営者等）の氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名）とします。

### **4 添付書類**

- (1) 危険物取扱者免状の写し（選任者のみ）※表面、裏面
- (2) 実務経験証明書（選任者のみ・24 ページ参照）

### **5 その他**

危険物保安監督者を定めず、また、定めても業務を行わせなかった場合には、危険物施設の使用停止命令を命ぜられることがあります。



様式第20 (第48条の3関係)

危険物保安監督者選任・解任届出書

〇〇年 〇月 〇日			
春日井市長 殿			
届出者			
住所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> (電話〇〇-〇〇〇〇)			
氏名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設置者	住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎	
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 給油取扱所
設置の許可年月日及び許可番号		平成 △年 △月 △日 第 1234 号	
設置場所		春日井市〇〇町〇丁目〇番地	
区分		選任	解任
危険物保安監督者	氏名	愛知 一郎	春日 井之介
	危険物取扱者免状の種類	乙種第四類	
	選任・解任年月日	〇〇年 4月 1日	〇〇年 4月 1日
※受付欄		※備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第20の2 (第48条の3関係)

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	愛知 一郎 ( 昭和60年 7月 4日生)			
取り扱った危険物	類 別	第 四 類	品 名	ガソリン、軽油、灯油
取り扱った期間	〇〇年 〇月 〇日 から △年 △月 △日まで ( 1年 3月)			
製造所等の別 (該当するものを○ で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 〇〇年 〇月 〇日</p> <p>事業所名 株式会社〇〇〇〇</p> <p>所在地 春日井市〇〇町〇丁目〇番地</p> <p>証 明 者 職 名 代表取締役</p> <p>氏 名 春日井 太郎</p> <p>電話番号 0568 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇</p>				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



## **(8) 危険物取扱責任者選任・解任届出書**

### **1 趣 旨**

保安監督者を選任する必要のない施設において、危険物の貯蔵又は取扱いを安全に行い、施設を維持管理するため、保安監督者に準じた者として「危険物取扱責任者」を定めておく必要があります。

危険物施設の関係者は、危険物取扱責任者を選任又は解任した際に、消防本部に届け出て審査を受けます。

なお、「給油取扱所」においては保安監督者の代行者を定めておく必要があり、その者を選任又は解任するときにもこの様式で届け出ます。

### **2 手続き**

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 支障がないと認められると、届出書1部（副本）が返却されます。
- (3) 危険物施設の掲示板の危険物取扱責任者欄の記載内容を変更します。

### **3 記入上の注意**

#### **【届出者】**

危険物施設を実際に管理している者（設置者、運営者等）の氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名）とします。

### **4 添付書類**

危険物取扱者免状の写し（選任者のみ）※表面、裏面

### **5 その他**

実務経験証明書は必要ありません。

危険物取扱責任者選任・解任届出書

○○年 ○月 ○日			
(宛先) 春日井市長		届出者 (電話○○-○○○○) 住所 春日井市○○町○丁目○番地 氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 屋外貯蔵所
設置の許可年月日及び許可番号		平成 △年 △月 △日 第 1234 号	
設置場所		春日井市○○町○丁目○番地	
区分		選任	解任
危険物取扱責任者	氏名	愛知 一郎	春日井 次郎
	危険物取扱者免状の種類	乙種第四類	/
	選任・解任年月日	○○年 4 月 1 日	○○年 4 月 1 日
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

## **(9) 危険物製造所等設置、変更取止届**

### **1 趣 旨**

危険物施設に関する設置又は変更の許可申請について、許可を受けた後、何らかの理由により、工事計画を取り止めるときに、許可を受けた人が届け出ます。

### **2 手続き**

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 支障がないと認められると届出書1部（副本）が返却されます。
- (3) 消防本部の担当員が現地調査する場合があります。

### **3 記入上の注意**

記載例参照

### **4 添付書類**

- (1) 許可書
- (2) 顛末書（許可書を紛失した場合。）

### **5 その他**

この届出の提出後は許可の効果が失われるので、再度計画するときには、改めて設置又は変更の許可申請を行う必要があります。

※ 納入した手数料は返金されません。

第3号様式 (第4条関係)

危険物製造所等設置、変更取止届

(宛先) 春日井市長		〇〇年 〇月 〇日	
		届出人	
		住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地
		氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎
設置者	住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地	電話〇〇-〇〇〇〇
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役	春日井 太郎
設置場所		春日井市〇〇町〇丁目〇番地	
<del>設置</del> <del>変更</del>	許可年月日	△△年 △月 △日	許可番号
			第 1234 号
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所、取扱所の区分 屋内貯蔵所
取止めの理由		計画中止の為	
※ 受付 欄		※ 経過 欄	

## **(10) 資料提出書（軽微な工食用）**

### **1 趣旨**

危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合、原則として変更許可（8ページ参照）の手続きが必要ですが、維持管理をするための補修、取替え、撤去などの工事については、変更内容が軽微であるため手続きを簡便にすることができます。この場合に、設置者は資料提出書を消防本部に提出します。

### **2 手続き**

- (1) 事前に消防本部の担当員に工事内容を相談し、資料提出書の提出に該当するか確認します。
- (2) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (3) 担当員が書類により工事内容を審査し、基準に適合していると認められると書類が受理されます。
- (4) 工事が完了したら消防本部に連絡し、検査の日時を打ち合わせます。
- (5) 施設関係者及び工事関係者の立ち会いのもと検査を行い、届出書どおりであることが確認できたら、届出書1部（副本）が返却されます。

### **3 記入上の注意**

記載例参照

### **4 添付書類**

- (1) 案内図
- (2) 工事計画書、安全管理組織表等
- (3) 位置、構造及び設備の図面等



第12号様式の2 (第14条関係)

資料提出書

(宛先) 春日井市長		○○年 ○月 ○日	
		提出者	
		住所 春日井市○○町○丁目○番地	
		氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所		春日井市○○町○丁目○番地	
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 屋内タンク貯蔵所
危険物の類、品名、 最大数量		第四類 第三石油類（重油） 6,000ℓ	指定数量の 3.0 倍
資料の内容		液面計の取替え	
その他必要事項		設置許可 令和 △年 △月 △日 第 1234 号	
※ 受付欄			

## (11) 危険物製造所等変更届出書

### 1 趣 旨

危険物施設において次の事項に変更が生じたとき、危険物施設の関係者（設置者又は運営者）が、許可を受けた内容に変更が生じたことを明らかにするために消防本部へ届け出ます。

- (1) 設置者が法人の場合における、法人の名称、代表者及び住所の変更  
（危険物施設の譲渡又は引渡しに該当する場合を除きます。）
- (2) 設置者が個人の場合における住所、氏名の変更
- (3) 設置場所の住所表示の変更 など

### 2 手続き

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 受理されると届出書1部（副本）が返却されます。

### 3 記入上の注意

記載例参照

### 4 添付書類

特に必要ありません。

第8号様式（第7条関係）

~~製造所~~

危険物 貯蔵所 変更届出書

~~取扱所~~

○○年 ○月 ○日			
(宛先) 春日井市長  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 春日井市○○町○丁目○番地</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</div>			
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所		春日井市○○町○丁目○番地	
許可年月日		平成 ■年 ■月 ■日	完成検査年月日 平成 ▲年 ▲月 ▲日
許可番号		第 1234 号	完成検査番号 第 1234 号
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 屋内タンク貯蔵所
変更届出の種類		<del>設置者の氏名又は住所、貯蔵又は取扱方法、着工又は完成予定期日</del>	
変更前		代表取締役社長 春日井 一郎	
変更後		代表取締役 春日井 太郎	
その他必要事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考 1 設置者欄には、法人にあってはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

## (12) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

### 1 趣 旨

危険物施設では、許可を受けた事項を変更する場合、原則として変更許可が必要ですが、位置、構造及び設備の変更をすることがなく許可された危険物の品名、数量を変更するときは、変更許可を要しません。ただし、危険物の品名、数量等の変更により一定の基準に抵触することもあるため、消防本部の審査を受ける必要があります。

この届出を「品名、数量又は指定数量の倍数変更届出」といい、変更しようとする10日前までに届出します。

なお、変更の内容により他の手続きが必要となる場合があるので、事前に消防本部に相談してください。

### 2 手続き

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 場合により、消防本部の担当員が現地調査を行います。
- (3) 支障がないと認められると、届出書1部（副本）が返却されます。
- (4) 届出に記載された変更日以降、変更後の危険物を貯蔵又は取り扱うことができます。掲示板の品名、数量、指定数量の倍数を必ず書き直してください。

### 3 記入上の注意

#### 【変更年月日】

届出日より10日以降の日付になります。

### 4 添付書類

新規に貯蔵又は取り扱う危険物が含まれる場合は、危険物に関する資料（安全データシート、危険物試験結果報告書等）

様式第16 (第7条の3関係)

~~製造所~~

危険物 貯蔵所 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

~~取扱所~~

春日井市長 殿		〇〇年 〇月 〇日	
届出者			
住所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> (電話〇〇-〇〇〇〇)			
氏名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設置者	住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所		春日井市〇〇町〇丁目〇番地	
設置の許可年月日及び許可番号		平成 △年 △月 △日 第 1234 号	
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 屋内貯蔵所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	変更前	第四類 第1石油類(ラッカーシンナー) 1,200ℓ 第2石油類(塗料) 1,500ℓ	指定数量の倍数 7.5倍
	変更後	第四類 第1石油類(ラッカーシンナー) 500ℓ 第2石油類(塗料) 1,200ℓ	
変更予定期日		□年 □月 □日	
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## **(13) 危険物製造所等廃止届出書**

### **1 趣 旨**

危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いをやめたり、施設自体を取り壊す等、設置者がその権利を返上することを「廃止」といい、原則施設を廃止した後に届け出ます。

### **2 手続き**

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 廃止後の施設の状況、廃止に伴う解体工事の内容等を消防本部の担当員と打ち合わせをし、廃止確認の日程を決めます。
- (3) 担当員が行う廃止状況の確認に立ち会います。確認後、届出書1部（副本）が返却されます。

### **3 記入上の注意**

記載例参照

### **4 添付書類**

- (1) 危険物製造所等設置、変更許可書
- (2) 完成検査済証
- (3) タンクを有する製造所等は、タンク検査済証及びタンクプレート

### **5 その他**

施設を廃止する工事に伴い残存する危険物を抜き取る作業等を行う際は、災害を防止するために必要な手続きや方法について、事前に消防本部の担当員と調整してください。

様式第17 (第8条関係)

~~製造所~~  
危険物 貯蔵所 廃止届出書  
~~取扱所~~

○○年 ○月 ○日			
春日井市長 殿			
届出者			
住所 <u>春日井市○○町○丁目○番地</u> (電話○○-○○○○)			
氏名 <u>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所	春日井市△町△丁目△番地		
設置の許可年月日 及び許可番号	平成 ■年 ■月 ■日 第 1234 号		
設置の完成検査年月日 及び検査番号	平成 ▲年 ▲月 ▲日 第 1234 号		
製造所等の別	<b>貯蔵所</b>	貯蔵所又は取扱 所の区分	<b>屋外貯蔵所</b>
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量	<b>第四類 第三石油類(重油) 6,000ℓ</b>	指定数量の倍数	<b>3.0 倍</b>
廃止年月日	令和 □年 □月 □日		
廃止の理由	<b>事業所移転の為</b>		
残存危険物の処理	<b>移転先の屋外貯蔵所に移設、貯蔵</b>		
※ 受付欄	※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## (14) 危険物製造所等譲渡引渡届出書

### 1 趣 旨

危険物施設の設置者は、その施設を第三者に譲渡又は引き渡しをすることができますが、危険物施設は市町村長等の許可を得て設置されていることから、施設を譲渡又は引き渡しを受けた場合はその内容を届け出て、譲渡又は引渡しをした人の地位を継承したことを明らかにする必要があります。

譲 渡：贈与、売買により所有権が移転すること。

引渡し：賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、施設の事実上の支配が移転すること。

### 2 手続き

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 支障がないと認められると、届出書1部（副本）が返却されます。
- (3) 届出以降、設置者としての権利のほか、施設を維持管理する義務が生じます。

### 3 記入上の注意

#### 【届出者】

譲渡又は引渡しを受けた人が行います。

### 4 添付書類

事業所の登記簿謄本等、譲渡又は引渡しを証明する書類



様式第15 (第7条関係)

~~製造所~~  
危険物 貯蔵所 譲渡引渡届出書  
~~取扱所~~

〇〇年 〇月 〇日				
春日井市長 殿				
届出者				
住所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> (電話〇〇-〇〇〇〇)				
氏名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>				
譲渡又は引渡を受けた者	住所 <u>春日井市〇〇町〇丁目〇番地</u> 電話〇〇-〇〇〇〇			
	氏名 <u>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎</u>			
譲渡又は引渡をした者	住所 <u>春日井市△△町△丁目△番地</u> 電話△△-△△△△			
	氏名 <u>△△△株式会社 代表取締役社長 愛知 次郎</u>			
製造所等	設置場所 <u>春日井市□□町□丁目□番地</u>			
	製造所等の別	<b>貯蔵所</b>	貯蔵所又は取扱所の区分	<b>屋外タンク貯蔵所</b>
	設置の許可年月日及び許可番号	平成 ■年 ■月 ■日 第 1234 号		
	設置の完成検査年月日及び検査番号	平成 ▲年 ▲月 ▲日 第 1234 号		
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数	<b>第四類 第2石油類(灯油) 2,500ℓ</b>	指定数量の倍数	<b>2.5倍</b>
譲渡又は引渡のあった理由	<b>売却</b>			
※ 受付欄	※ 経過欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

## (15) 完成検査済証再交付申請書

### 1 趣旨

完成検査済証は、検査が完了し危険物施設を使用しても支障ないとして交付された証明書であり、必ず保管しておく必要があります。しかし、汚損、破損又は紛失する場合もあるため、再交付の手続きが定められており、完成検査済証の交付を受けた人が申請をすることができます。

### 2 手続き

- (1) 申請書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類の審査を受けます。
- (2) 消防本部の担当員が、該当の危険物施設の状況を確認します。
- (3) 支障がないと認められると、完成検査済証が再交付されます。
- (4) 申請から交付まで約3日を必要とします。

### 3 記入上の注意

記載例参照

### 4 添付書類

特に必要ありません。

様式第12 (第6条関係)

完成検査済証再交付申請書

○○年 ○月 ○日			
春日井市長 殿			
申請者			
住所 <u>春日井市○○町○丁目○番地</u> (電話○○-○○○○)			
氏名 <u>株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎</u>			
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所	春日井市○○町○丁目○番地		
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所
設置又は変更の許可年月日及び許可番号	平成 ■年 ■月 ■日 第 1234 号		
設置又は変更の完成検査年月日及び検査番号	平成 ▲年 ▲月 ▲日 第 1234 号		
タンク検査年月日及び検査番号	年 月 日 第 号		
理由	汚損のため <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">移動タンク貯蔵所の場合記入</span>		
※受付欄	※経過欄		
	再交付年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

## (16) 許可書等再交付申請書

### 1 趣旨

危険物施設の設置や変更工事について、場所、建物の構造、設備などが一定の基準を満たしていると春日井市長が認めた場合に許可書が交付されます。また、タンクについても基準を満たし、消防が行う検査に合格した場合にタンク検査済証が交付され、どちらも必ず保管しておく必要があります。しかし、汚損、破損又は紛失する場合もあるため、再交付の手続きが定められており、交付を受けた人が申請できます。

### 2 手続き

- (1) 申請書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類の審査を受けます。
- (2) 消防本部の担当員が、該当の危険物施設の状況を確認します。
- (3) 支障がないと認められると、再交付されます。
- (4) 申請から交付まで約3日を必要とします。

### 3 記入上の注意

記載例参照

### 4 添付書類

特に必要ありません。

様式第14 (第16条関係)

許可書等再交付申請書

○○年 ○月 ○日	
(宛先) 春日井市長	
申請者	
住所 春日井市○○町○丁目○番地	
氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
製造所等の別	貯蔵所
貯蔵所又は取扱所の区分	屋内タンク貯蔵所
設置者	住所 春日井市○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○
	氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎
設置場所及び常置場所	春日井市○○町○丁目○番地
許可年月日及び許可番号	平成 ■年 ■月 ■日 第 1234 号
タンク検査年月日及び検査番号	年 月 日 第 号
再交付を申請する書類	許可書・ <del>タンク検査済証</del>
再交付の理由	紛失
※受付欄	※経過欄
	再交付年月日

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

## **(17) 危険作業開始の届出書**

### **1 趣旨**

危険物施設において、変更許可や資料提出書の届出を要さない工事を行う場合や、点検、清掃等において災害の発生するおそれのある作業を行う場合に、当該施設の関係者はこの旨を届け出て消防本部の審査を受ける必要があります。この届出を「危険作業開始の届出書」といい、作業開始の3日前までに届け出ます。

### **2 手続き**

- (1) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 消防本部の担当員が書類により審査し、支障がないと認められると届出書1部（副本）が返却されます。
- (3) 必要に応じて、担当員が現地調査を行います。

### **3 記入上の注意**

記入例参照

### **4 添付書類**

- (1) 工事計画書、安全管理組織表等
- (2) 見取図、配置図等

第11号様式 (第10条関係)

危険作業開始の届出書

(宛先) 春日井市長		〇〇年 〇月 〇日	
		届出者	
		住所 春日井市〇〇町〇丁目〇番地	
		氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎	
設置者	住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地	電話〇〇-〇〇〇〇
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎	
許可年月日	令和△年△月△日	許可番号	第 1234 号
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所
危険物の類、品名、最大数量	第四類 第3石油類 (重油) 10,000ℓ	指定数量の	5.0 倍
作業場所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地 株式会社〇〇〇〇		
作業期間	自 令和 □年 □月 □日 至 令和 □年 □月 □日		
作業の概要	地下タンク点検に伴う油の抜き取り作業		
設備	加熱	なし	
	電気	なし	
	消火	ABC 粉末消火器 10 型 2 本	
作業責任者住所氏名	愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 有限会社〇〇〇〇 愛知 次郎		
工事請負者住所氏名	同上		
その他必要な事項	別紙のとおり漏油対策を実施		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この届出書は、作業開始3日前までに届出ること。  
2 ※印欄は記入しないこと。

## **(18) 危険物事故発生届出書**

### **1 趣 旨**

危険物施設において事故が発生したときは、何よりもまず電話により消防本部に通報し、施設の安全を図るとともに、事故の拡大防止の措置を緊急に行う必要があります。そのうえで、原因を調査し、施設の改修計画を立てて今後の対策を書面により報告し、施設の安全対策等について消防本部のアドバイスを受けます。

### **2 手続き**

- (1) 事故の報告を消防本部に通報すると、消防本部の担当員が調査に来ます。
- (2) 担当員から施設の安全対策、応急措置など必要な指示を受けます。
- (3) 届出書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (4) 担当員から今後の安全対策や必要な手続きについて指導を受けます。

### **3 記入上の注意**

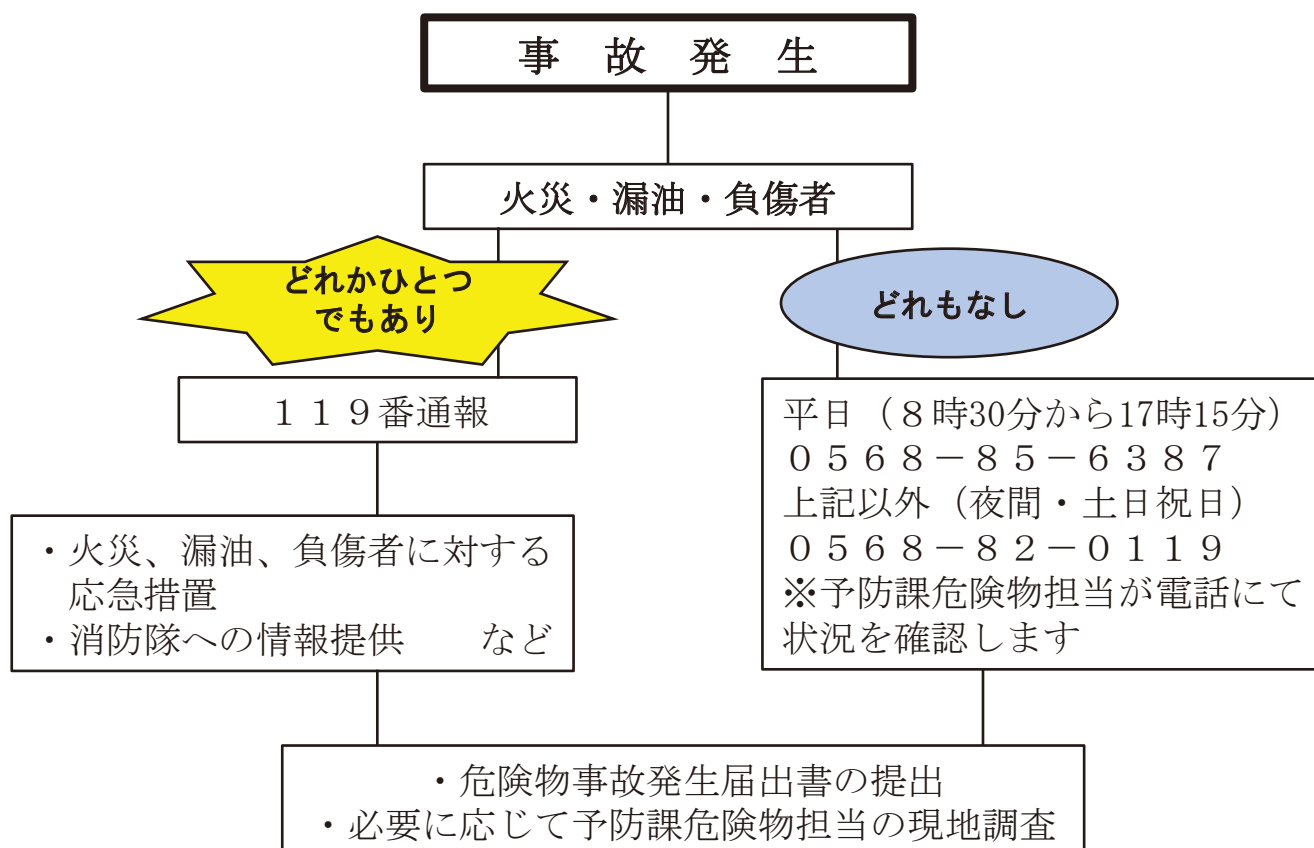
記載例参照

### **4 添付書類**

- (1) 事故の内容
- (2) 当該事故発生場所の平面図等



## 【事故発生時 対応フロー】



### 119番通報や消防隊への情報提供の例

#### 火災の場合

- ・ どこで何が燃えているか
- ・ 逃げ遅れや負傷者の有無
- ・ 初期消火を実施したかどうか、成功か失敗か
- ・ 貯蔵、取り扱っている危険物の種類、性質、消火上の注意事項など
- ・ 発災した場所や設備の状況（位置、名称、設備の概要、圧力や温度等の状況など）
- ・ 緊急停止措置を実施したかどうか 等

#### 流出の場合

- ・ 逃げ遅れや負傷者の有無
- ・ 流出した危険物の種類、性質、消火上の注意事項など
- ・ 貯蔵量、流出量
- ・ 拡散状況（どこまで広がっているか、施設外や敷地外に拡散しているかどうか）
- ・ 拡散防止措置を実施したかどうか
- ・ 緊急停止措置を実施したかどうか 等

※SDSや危険物施設内の図面（平面図、危険物取扱設備の配置図、配管図等）を現場到着した消防隊に提供できるようあらかじめ用意しておくのも有効です。

第10号様式 (第9条関係)

危険物事故発生届出書

○○年 ○月 ○日			
(宛先) 春日井市長			
届出者			
住所 春日井市○○町○丁目○番地			
氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎			
事故発生の日時	△△年 △月 △日 午前・午後 9時 30分		
事故発生の場所	春日井市○○町○丁目○番地		
事故発生の原因及び状況	給油を終えた普通貨物車が、ハンドルを右に大きく切って発進したところ、車両左後部がオーバーハングし計量機に接触、破損した。		
措置状況	配管等から漏油が無いことを確認、業者に修理依頼した。		
被害状況	固定給油設備 1台		
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
許可年月日	平成 ■年 ■月 ■日	完成検査年月日	平成 ▲年 ▲月 ▲日
許可番号	第 1234 号	完成検査番号	第 1234 号
製造所等の別	取扱所	危険物の類、 品名、最大数量	第四類 第1石油類 (非) 60,000ℓ 第2石油類 (非) 30,000ℓ 第3石油類 (非) 10,000ℓ
貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所		
その他必要な事項	計量機の修理移管する資料提出書を後日提出予定		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この届出は事故発生後速やかに行うこと。  
 2 ※印欄は記入しないこと。  
 3 事故発生場所の略図を添付すること。



## (19) 危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書

### 1 趣 旨

指定数量以上の危険物を危険物施設以外の場所で貯蔵又は取り扱うことは、安全性を確保することから禁止されていますが、貯蔵又は取り扱う場所や周囲の状況等が一定の基準を満たし、消防長の承認を受けた場合に限り貯蔵又は取り扱うことができます。この承認を受けるための申請を「危険物仮貯蔵仮取扱い申請」といいます。

危険物の仮貯蔵、仮取扱いは 10 日間を限度とし、一度承認を受けた同一の場所で引き続いて承認を受けることはできません。

### 2 手続き

- (1) 申請書 2 部（正・副）を消防本部に提出し、手数料（別表 3（60 ページ）参照）を納入します。
- (2) 消防本部の担当員が現地調査及び書類審査を行います。
- (3) 一定の基準に適合していると認められると、申請書を 1 部返却するとともに、承認通知書が発行されます。
- (4) 申請から承認まで 1 週間から 10 日を必要とします。

### 3 記入上の注意

#### 【申請者】

仮貯蔵、仮取扱いを行う人

#### 【仮貯蔵、仮取扱いの期間】

終了日は開始日を含めて 10 日後となります。

### 4 添付書類

- (1) 見取図、配置図等
- (2) 貯蔵、取扱い方法の詳細がわかる資料
- (3) 安全管理組織表等
- (4) タンク図、その他設備図

様式第1の2 (第1条の6関係)

危険物 仮貯蔵 承認申請書  
~~仮取扱い~~

〇〇年 〇月 〇日

春日井市消防長  
 〇〇 〇〇 殿

申請者  
 住所 春日井市〇〇町〇丁目〇番地 (電話〇〇-〇〇〇〇)  
 氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎

危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	春日井市〇〇町〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇〇		
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 春日井 太郎		
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	春日井市△△町△丁目△番地		
危険物の類、品名及び最大数量	第四類 第3石油類(絶縁油) 20,000ℓ	指定数量の倍数	10倍	
仮貯蔵・仮取扱いの方法	別紙計画書による			
仮貯蔵・仮取扱いの期間	▲▲年 ▲月 ▲日から ▲▲年 ▲月 ■日まで 10日間			
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	ABC粉末消火器 10型2本 50型1本			
現場管理責任者	住所	□□□市□□町□丁目□番地 緊急連絡先 1234 (56) 7890		
	氏名	愛知 一郎 【危険物取扱者免状 <input checked="" type="checkbox"/> (種類: 乙種4類) ・無】		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	変圧器撤去のため。撤去後、絶縁油は専門業者により処理。			
その他必要事項				
※ 受付欄	※ 経過欄		※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## (20) 危険物製造所等休止・再開届出書

### 1 趣旨

危険物施設の使用を1か月以上にわたり使用しない場合を「休止」、休止中であつた危険物施設を再び使用する場合を「再開」といい、あらかじめ設置者が届け出て、施設を休止又は再開する際における安全性を確保するものです。

長期間休止した危険物施設を再開する場合は、点検等が必要な場合があるので、事前に消防本部に相談してください。

### 2 手続き

- (1) 申請書2部（正・副）を消防本部に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 支障がないと認められると申請書1部（副本）が返却されます。
- (3) 消防本部の担当員が施設の調査を実施する場合があります。

### 3 記入上の注意

記載例参照

### 4 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 施設平面図
- (3) 火災予防等安全対策

第9号様式 (第8条関係)

~~製造所~~  
 危険物 貯蔵所 ~~再開~~ 休止 届出書  
~~取扱所~~

○○年 ○月 ○日			
(宛先) 春日井市長  届出者  住所 春日井市○○町○丁目○番地  氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎			
設置者	住所	春日井市○○町○丁目○番地	
	氏名	株式会社○○○○ 代表取締役 春日井 太郎	
設置場所	春日井市○○町○丁目○番地		
許可年月日	平成 △年 △月 △日	完成検査年月日	平成 □年 □月 □日
許可番号	第 1234 号	完成検査番号	第 1234 号
製造所等の別	取扱所	危険物の類、 品名、最大数量	第四類 第1石油類(非) 60,000ℓ 第2石油類(非) 30,000ℓ 第4石油類 3,000ℓ
貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所		
休止年月日	令和▲年▲月▲日	再開年月日	令和■年■月■日
休止又は再開の理由	店舗全面改装のため		
※ 受付欄		※ 経過欄	

### 3 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて

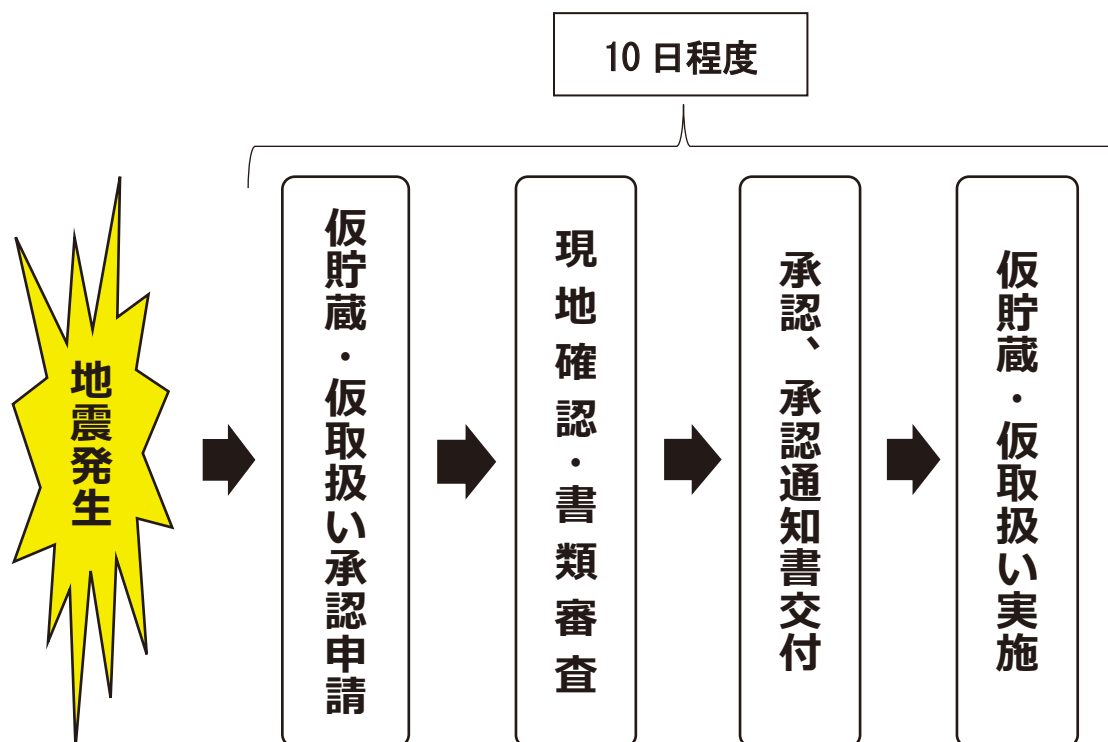
いざというとき役に立つ！！

災害が起こったらどうする??

あのとき申請していればよかった・・・なんてことも

## だから今、申請を！！

災害時に、許可を受けた危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵や、平常時とは異なる危険物の取扱いをせざるを得ない状況が想定されます。この場合、消防法第10条第1項ただし書きに基づき、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに関して春日井市消防長の承認を受ける必要があります。承認を受けるための手続きは次の流れとなります。

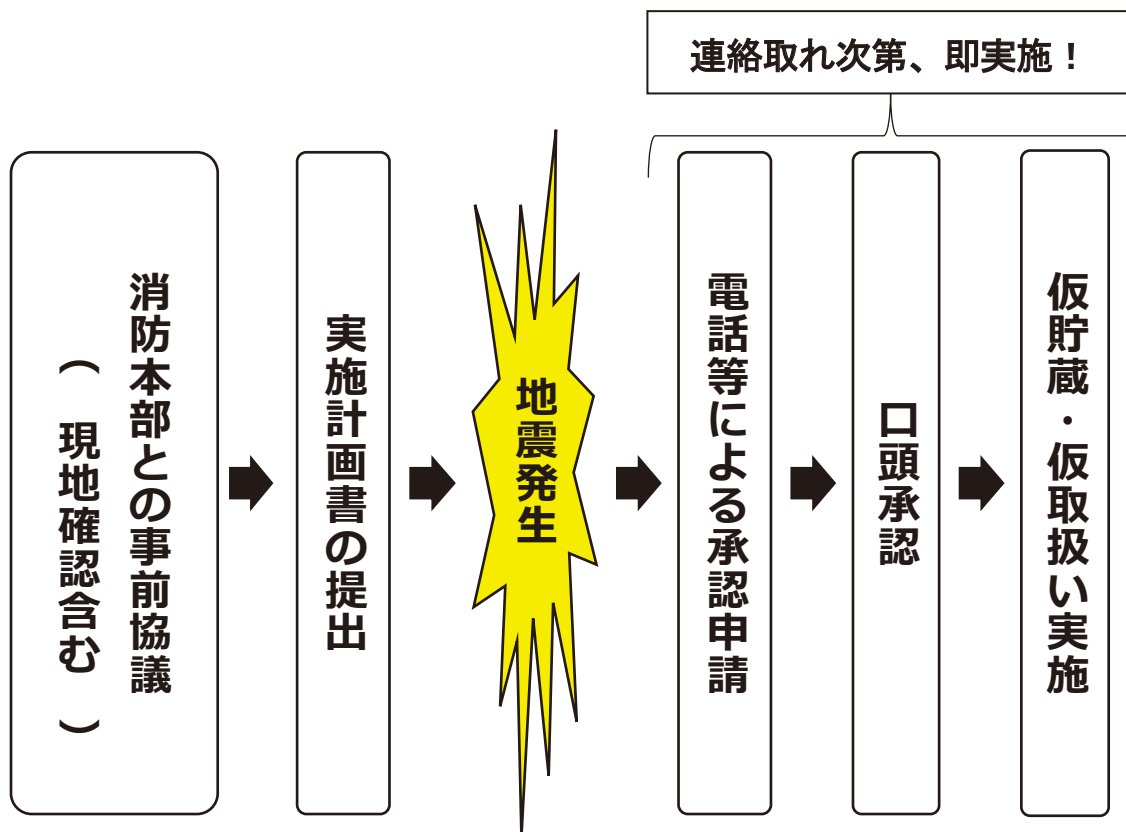


この手続きは平常時でも時間を要します。ましてや災害時では、消防機関の災害対応や被災による通信手段の不通などにより、仮貯蔵・仮取扱いを実施できるまでにかなりの時間がかかってしまうことが予想されます。

そこで！安全を確保した上で、迅速に承認までの手続きを行い、速やかに危険物の仮貯蔵・仮取扱いを実施できるよう、平成27年に「春日井市震災時の仮貯蔵・仮取扱い運用要綱」（56ページ参照）を制定しました！！



これは、平常時にあらかじめ、災害時にどのように危険物の仮貯蔵・仮取扱いを実施するか消防本部と協議して実施計画書を作成、提出し、いざ災害が発生した際に電話やFAX等で実施計画書通りに仮貯蔵・仮取扱いを実施する旨を消防本部に連絡し、口頭で承認を受けることができる制度です。



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、次のように平常時とは異なる危険物の貯蔵・取扱いが行われました。

<被災地で行われた事例>

- ・ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油、注油
- ・ドラム缶等による燃料の貯蔵
- ・危険物を収容する設備等からの危険物の抜き取り
- ・移動タンク貯蔵所からの給油、注油
- ・避難所等、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵

いつか訪れる災害に備えるため、まずは消防本部予防課に相談にお越しください。

※ 総務省消防庁から平成 25 年 10 月 3 日付けで発出された通知文「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について」に、ガイドラインが記載されていますので参考にしてください。

総務省消防庁HP内 掲載ページ [https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/items/gasoline\\_tutatsu03.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/items/gasoline_tutatsu03.pdf)



春日井市震災時等の仮貯蔵・仮取扱い運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市危険物規制規則（昭和41年春日井市規則第33号）第2条に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の承認について、必要な情報を事前に把握し、地震その他の災害により市内の広範囲が甚大な被害を受けた場合（以下「震災時等」という。）に、効率的かつ効果的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(実施計画書の作成)

第2条 震災時等に消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項に定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所又はこれらに準ずる場所で、臨時的に指定数量以上の危険物の仮貯蔵等が想定される事業者は、事前に危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別記様式。以下「実施計画書」という。）を作成し、消防長に正副2部提出するものとする。

2 前項の実施計画書には、案内図、敷地内の見取図、仮貯蔵等実施予定場所の詳細図、使用機器の仕様書、緊急時対応要領及び緊急連絡図を添付するものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

別記様式

## 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

実施事業所

住所

会社名及び代表者氏名

連絡先（電話番号）

- 1 目的
  
- 2 仮貯蔵・仮取扱いをする期間及び場所（案内図・敷地内見取図 添付）
  
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積（詳細図（例）添付）
  
- 4 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量
  
- 5 指定数量の倍数
  
- 6 貯蔵及び取扱いの方法（詳細図（例）添付）
  
- 7 安全対策
  
- 8 管理状況
  
- 9 その他必要な事項

※添付資料

案内図、敷地内の見取り図、仮貯蔵等実施予定場所の詳細図、使用機器の仕様書、緊急時対応要領及び緊急連絡図

各種申請及び届出様式

別表1

申請（届出）者	各種申請（届出）書	ページ
設置者	危険物製造所等設置許可申請書	6
設置者	危険物製造所等変更許可申請書	8
設置者	危険物製造所等仮使用承認申請書	10
設置者	危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書	12
設置者	危険物製造所等完成検査申請書	16
設置者	完成検査済証再交付申請書	40
設置者又は製造者	危険物製造所等完成検査前検査申請書	14
設置者	危険物製造所等譲渡引渡届出書	38
設置者	品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	34
設置者	危険物製造所等廃止届出書	36
設置者又は管理者	危険物保安監督者選任・解任届出書	22
設置者又は管理者	危険物取扱責任者選任・解任届出書	26
設置者又は管理者	予防規程制定（変更）認可申請書	18
設置者	危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書	50
設置者	危険物製造所等変更届出書	32
設置者	危険物製造所等休止・再開届出書	52
設置者又は管理者	危険物事故発生届出書	46
設置者	危険作業開始の届出書	44
設置者又は管理者	資料提出書（軽微な工事用）	30
設置者	許可書等再交付申請書	42

## 危険物保安監督者の必要な製造所等

別表 2

製造所等の別	形態		危険物 保安監督者	予防規程	定期点検	
製造所	指定数量の10倍未満	地下貯蔵タンクあり	○	×	○	
		地下貯蔵タンクなし	○	×	×	
	指定数量の10倍以上		○	○	○	
屋内貯蔵所	指定数量の30倍以下かつ引火点40℃以上の第4類のみ		×	×	×	
	指定数量の150倍未満		○	×	×	
	指定数量の150倍以上		○	○	○	
屋外タンク貯蔵所	指定数量の200倍未満		○	×	×	
	指定数量の200倍以上		○	○	○	
屋内タンク貯蔵所	引火点40℃以上の第4類のみ貯蔵		×	×	×	
	上記以外		○	×	×	
地下タンク貯蔵所	指定数量の30倍以下かつ引火点40℃以上の第4類のみ		×	×	○	
	上記以外		○	×	○	
移動タンク貯蔵所	すべて		×	×	○	
屋外貯蔵所	指定数量の30倍以下		×	×	×	
	指定数量の30倍を超え100倍未満		○	×	×	
	指定数量の100倍以上		○	○	○	
給油取扱所	営業用給油取扱所		○	○	○	
	鉄道及び航空機給油取扱所	地下貯蔵タンクあり	○	○	○	
		地下貯蔵タンクなし	○	○	×	
	自家用給油取扱所	地下貯蔵タンクあり	○	×	○	
地下貯蔵タンクなし		○	×	×		
販売取扱所	引火点40℃以上の第4類のみ		×	×	×	
	上記以外		○	×	×	
一般取扱所	指定数量の30倍以下かつ引火点40℃以上の第4類のみ	消費	指定数量の10倍未満	×	×	×
			指定数量の10倍以上	×	○	○
		容器詰替え	地下貯蔵タンクあり	×	×	○
			地下貯蔵タンクなし	×	×	×
	上記以外	指定数量の10倍未満	地下貯蔵タンクあり	○	×	○
			地下貯蔵タンクなし	○	×	×
指定数量の10倍以上		○	○	○		

※ 次の製造所等は、上記の表にかかわらず定期点検及び予防規程の必要な製造所等から除く。

- (1) 鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- (2) 火薬取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等

## 危険物申請手数料

令和元年10月1日現在

仮貯蔵・仮取扱、仮使用	5,400円
-------------	--------

## 製造所

製造所		設置	設置完成	変更	変更完成
		10倍以下	39,000円	19,500円	19,500円
製造所	10倍を超え 50倍以下	52,000円	26,000円	26,000円	13,000円
	50倍を超え 100倍以下	66,000円	33,000円	33,000円	16,500円
	100倍を超え 200倍以下	77,000円	38,500円	38,500円	19,250円
	200倍を超えるもの	92,000円	46,000円	46,000円	23,000円

## 貯蔵所

貯蔵所		設置	設置完成	変更	変更完成
		10倍以下	20,000円	10,000円	10,000円
屋内貯蔵所	10倍を超え 50倍以下	26,000円	13,000円	13,000円	6,500円
	50倍を超え 100倍以下	39,000円	19,500円	19,500円	9,750円
	100倍を超え 200倍以下	52,000円	26,000円	26,000円	13,000円
	200倍を超えるもの	66,000円	33,000円	33,000円	16,500円
	100倍以下	20,000円	10,000円	10,000円	5,000円
屋外タンク	100倍を超え 1万倍以下	26,000円	13,000円	13,000円	6,500円
	1万倍を超えるもの	39,000円	19,500円	19,500円	9,750円
	(準特定) 500kℓ以上 1000kℓ未満	57万 円	※	28.5万 円	※
(特定) 屋外タンク	1000kℓ以上 5000kℓ未満	88万 円	※	44万 円	※
	5000kℓ以上 1万kℓ未満	107万 円	※	53.5万 円	※
	1万kℓ以上 5万kℓ未満	120万 円	※	60万 円	※
	5万kℓ以上 ~40万kℓ以上	省略 ※			
屋内タンク貯蔵所		26,000円	13,000円	13,000円	6,500円
地下タンク	100倍以下	26,000円	13,000円	13,000円	6,500円
	100倍を超えるもの	39,000円	19,500円	19,500円	9,750円
簡易タンク貯蔵所		13,000円	6,500円	6,500円	3,250円
移動タンク	下記以外の移動タンク貯蔵所	26,000円	13,000円	13,000円	6,500円
	積載式・給油車	39,000円	19,500円	19,500円	9,750円
屋外貯蔵所		13,000円	6,500円	6,500円	3,250円

※準特定屋外タンク(貯)及び特定屋外タンク(貯)の完成検査手数料は、「屋外タンク」の欄の額(タンク本体に係る工事含む)

## 取扱所

取扱所		設置	設置完成	変更	変更完成
		給油取扱所	下記以外の給油取扱所	52,000円	26,000円
	屋内給油取扱所	66,000円	33,000円	33,000円	16,500円
販売取扱所	第1種販売取扱所	26,000円	13,000円	13,000円	6,500円
	第2種販売取扱所	33,000円	16,500円	16,500円	8,250円
一般取扱所	10倍以下	39,000円	19,500円	19,500円	9,750円
	10倍を超え 50倍以下	52,000円	26,000円	26,000円	13,000円
	50倍を超え 100倍以下	66,000円	33,000円	33,000円	16,500円
	100倍を超え 200倍以下	77,000円	38,500円	38,500円	19,250円
	200倍を超えるもの	92,000円	46,000円	46,000円	23,000円

## 完成検査前検査

## 法令タンク

水張検査	1万ℓ以下	6,000円
	1万ℓを超え 100万ℓ以下	11,000円
	100万ℓを超え 200万ℓ以下	15,000円
	200万ℓを超えるもの	15,000円に100万ℓ、又は100万ℓに満たない端数を増す毎に4,400円を加えた額
水圧検査	600ℓ以下	6,000円
	600ℓを超え 1万ℓ以下	11,000円
	1万ℓを超え 2万ℓ以下	15,000円
	2万ℓを超えるもの	15,000円に1万ℓ、又は1万ℓに満たない端数を増す毎に4,400円を加えた額

条例タンク	水張検査	5,300円	
	水圧検査	600ℓ以下	5,300円
		600ℓを超える	9,600円

## 完成前検査(特定屋外タンク)

特定屋外タンク		溶接部検査		基礎・地盤検査	
		設置完成前	変更完成前	設置完成前	変更完成前
特定屋外タンク	1000kℓ以上 5000kℓ未満	53万 円	26.5万円	42万 円	21万円
	5000kℓ以上 1万kℓ未満	68万 円	34万円	56万 円	28万 円
	1万kℓ以上 5万kℓ未満	103万 円	51.5万円	73万 円	36.5万 円
	5万kℓ以上 ~40万kℓ以上	省略			